

コンテンツ製作に係る取引適正化に関する 取組について

2021年1月12日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

各種ガイドラインの関連内容

総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(第7版)(令和2年9月改訂)」について

- 放送事業者（親事業者）、放送番組製作会社（下請事業者）間の製作取引等について規律。
- 親事業者は、書面の交付義務や買いたたきの禁止等について、下請法の要件を満たせば同法の規制対象になるとともに、下請法の対象とならない取引であっても、独占禁止法（優越的地位の濫用）の問題となるおそれがある旨記載。
- 第6版から第7版への改訂時に、著作権の帰属等について契約形態別に類型化した整理表を作成し、発注段階においてどの契約形態の取引に該当するか外形的に明確化する必要があること等を記載。

経済産業省「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン(令和元年8月改訂)」について

- サプライチェーン全体の見地からアニメーション制作業界の適正な取引を推進するため策定。
- 著作権については、見積・発注段階における権利譲渡や利用許諾に関する確認、受領段階における著作権移転についての確認、支払段階における著作権の対価の支払いについて、配慮の必要性を記載。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(案)」について

- 独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するため、ガイドライン（案）を策定し、意見募集中。
- 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方や、役務の成果物に係る権利の一方的な取扱いが問題となる場合の考え方等について記載。

【参考】「EUデジタル単一市場における著作権指令」18条～22条について

2019年5月17日、「デジタル単一市場における著作権及び関連する権利に関して規定し、指令96/9/EC及び2001/29/ECを改正する指令」(Directive (EU) 2019/790.「デジタル単一市場における著作権指令」※)が公布。2019年6月6日、同指令が施行。加盟国は効力発生から2年後の2021年6月7日までに国内法を整備することとされている。

● 著作者及び実演家の公正な報酬の確保

- 加盟国は、著作者及び実演家はその著作物の利用を許諾し又は利用の権利を譲渡した場合には、適切かつ相応な報酬を確実に受け取ることができるようにする(18条)。
- 原則として著作者及び実演家が、利用を許諾し又はその権利を譲渡した者から、利用の方法、全収益、支払われる報酬等について、年に1回以上、定期的に報告を受けられるようにする(19条)。
- 著作物等の利用の収益と比較して、著作者及び実演家に支払われる報酬が不当に低い場合には、著作者及び実演家には、利用を許諾した者に対し、より適切な報酬の支払を求める権利が付与される(20条)。
- 19条、20条に定める規定に関する紛争が生じた場合には、裁判外紛争解決手続を利用できるようにする(21条)。
- 著作物等が十分に利用されていない場合、著作者又は実演家が、利用許諾又は権利の譲渡を撤回することができるようにする(22条)。

※Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC, OJ L130, 2019.5.17. <http://data.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>.